

## 大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン(案)に 対するご意見とその対応(案)について

### 【目次】

・大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン勉強会の進行について	P.1
・大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン(素案)の序章について	P.1
・建築物各章について	P.4
・【1】敷地内の通路	P.5
・【2】出入口	P.6
・【3】廊下等	P.8
・【4】階段	P.9
・【5】傾斜路	P.10
・【6】エレベーター	P.10
・【7】エスカレーター	P.13
・【8】便所	P.13
・【9】駐車場	P.19
・【10】ホテル又は旅館の客室	P.20
・【11】浴室等	P.22
・【12】標識	P.22
・【13】案内設備	P.23
・【14】案内設備までの経路	P.24
・【15】子育て支援設備	P.25
・【16】造作設備(手すり・カウンター・自動販売機等)	P.25
・【17】内装等(内装・客席・備品・その他の配慮)	P.26
・【18】知的障がい・精神障がい(発達障がい含む)支援設備	P.27
・その他	P.27
・今後の進め方について	P.27
・大阪府において加筆・修正を行った箇所	P.28

## 大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン勉強会の進行について

番号	ご意見	対応(案)
1	当事者参加の仕組みづくりが大切であるため、広く府民の方、当事者の方の意見を聞くようなパブリックコメントの機会が必要。	○平成28年2月頃パブリックコメントを実施し、広く府民の皆様等からご意見を伺う予定です。
2	パブリックコメントにも色んな形があり、この勉強会もその一つ。多様な形で色んな方の意見を聞く機会が必要。	

## 大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン（素案）の序章について

番号	ご意見	対応(案)
3	条例の前文部分において、現在の社会にはそぐわない古い内容や表現で記載されているため、改めるべき。	○前文の改正は条例改正が必要となるため今後も引き続き検討することとし、ガイドラインの冒頭に「はじめに」として、条例前文を踏まえた考え方を記載します。
4	ユニバーサルデザインの理念、障害者権利条約の視点を入れてください。	○障害者権利条約第9条(施設およびサービス等の容易さ)に基づき、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づきバリアフリー法が制定されています。福祉のまちづくり条例は平成21年よりバリアフリー法と一体となった条例としており、この視点を踏まえガイドラインを作成しています。  ○具体には、序章-2以降に「まちづくりや建築におけるユニバーサルデザイン」について記載済みです。
5	序章-1:「1 目的」に「バリアフリー法」が唐突に出てくる。概要や経緯、考え方などは、解説や注釈が必要。	○参考資料に条例の沿革と概要を掲載します。  ○序章-1「バリアフリー法と一体となって…」の箇所を、「～平成5年4月、大阪府福祉のまちづくり条例を制定しました。現在では、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)と一体となって、安全で…」と修正します。
6	本ガイドラインによって法令と条例どちらも網羅しているのであれば、そのことを記載すべき。	
7	本文中に初めて出てくる用語は、用語集等を用いて解説すべき。	○巻末に用語集を掲載します。
8	「まちづくりに必要な視点」の部分に、「多様な人が参加できるよう社会的障壁をなくす」という観点を加えるべき。	○社会的障壁の除去に関係して、現在の障がいの捉え方として「社会モデル」(障がい者が不便を感じるのは、その人に障がいがあるからではなく、不便を生み出しているのは社会の側であり、問題の解決のためには社会が変わらなければならないとする考え方)の考え方に基づくものとされている(府福祉部差別解消ガイドラインP16参照)ことを踏まえ、本ガイドラインにおいては序章-1において「誰もが安心して自由に出かけられるよう、利用者のニーズを把握し、多様な利用者が参加できるよう、ハード・ソフトの両面からまちづくりを進めることが大切です」と記載します。
9	序章-1から2の記述「多様な利用者に対する理解」部分への意見。社会的、物理的障壁があることに触れられていないのはなぜか。理解してあげる対象ではなく、ニーズをふまえる視点で明記してほしい。	

審	認知症の視点を入れるべき。	○序章-1図1、序章-9表1、序章-16図5に「認知症の人」を追加します。
審	序章-5 可変式情報表示装置の写真。関西の鉄道のものに変更できないか。	○序章-5の写真を関西の鉄道のものに変更します。
10	序章-18:職員教育の写真について、人間が載っているものとすべき。手話受付者の例などをいれるべき。	○序章-18の写真については、職員が写っているものに差し替えます。 ○手話受付者の写真は難しいため、引き続き検討します。
11	序章-6:緊急時・災害時の備えに関するバリアフリーに平時からのバリアフリーが重要であることを入れるべき。	○序章-6において「◆緊急時・災害時の備えに関するバリアフリー」として記載済みです。
12	序章-9:「互いのニーズのバランスをとった着地点」という記載がわかりにくい。「多様なニーズを満たす着地点」としたらどうか。	○「多様なニーズを満たす着地点」に修正します。
13	序章-16:分煙等についての記載、不要ではないか。	○序章-16図5の「困っている内容」は、内閣府の「公共サービス窓口における配慮マニュアル」から抜粋したものであり、それに対する対応を記載しています。
14	序章-16:イラストに関して、聞くことに困っている人のグループに「耳が聞こえない人」もいれるべき。	○序章-16の図5は、序章-1の図1の「困っている内容」に基づいて、「利用者の特性」を記載したものです。 序章-1図-1の「C聞くこと」に困っている人のなかに「ろう者(まったく聞こえない人)」、「難聴者(聞こえにくい人)」、「お年寄り」を記載済みです。 「A動くこと」に困っている人、「B見ること」に困っている人も同様です。
15	序章-11のAの中段図(施設出入口)について。この図では、建物出入口の歩道と車道へのすりつけが車いす移動スペース程度で書かれているが、この設計は車いすや視覚障害者の転落事故が多く危険である。歩道全体がすりつけている図へ変更を。(建築物P4図も同じ。変更を)	○序章-11及び[1]敷地内の通路P.8図1.2について、単線に修正、すりつけを削除します。
16	序章-11のAの下段図(車いすから各設備・棚等の高さに配慮)について。車いす不使用者の図も入れて、「80-90cm程度の統一」イメージを打ち出してみてもどうか。	○スイッチ類やコンセントについては、それぞれの場面で使いやすい高さがあると考え、国の設計標準で紹介している寸法と同様とします。 (車いす使用者以外の障がい者もいること、また、コンセントは全ての高さを80cm～90cmにしてしまうと、高齢者がつまづく危険性が出てくるため。)
17	「この社会には聞くことに困っている人がいる→コミュニケーション方法」の説明という流れで説明するべき。	○序章-1図1で社会にはさまざまな方がいること、それぞれの利用者の困っている内容を記載し、序章-16でそれぞれの利用者がどう困っているかを記載。その上で序章-17で具体的な配慮例を説明しています。
18	聴覚障がい者は顔を合わせても障害が無いように見えるというのが、大きな障壁となっていることを補足する必要がある。	○序章-9表1、序章-16図5において「(聴覚障がい者の欄)外見からは気づきにくい」と記載済みです。
19	序章-3の記述「PLAN」に、当事者参画が含まれるべきではないか。	○序章-3 図2 PDCAサイクルの図の中央に利用者の参加・情報の共有を記載します。 PDCAサイクルの中央の利用者を「利用者(図1)」と修正します。

20	序章-5の記述「情報が確実に伝えることが(以下割愛)」について。緊急であることは伝えられるが、必要な乗り換え手段や予測的情報は伝わっていないので、「確実に」は削除すべき。	○「確実に」を削除します。
21	序章-9の「利用者特性」の「肢体不自由者(車いす)の主な特性」部分について。 1. 「サイトラインの確保が必要」を加筆して欲しい。 2. 「脳性まひなどにより言語障害を伴う場合がある」を加筆して欲しい。	○序章-9表1「肢体不自由者(車いす)の主な特性」部分に「座位が低い ため高いところの表示が見にくい」、「脳性まひなどにより言語障害を伴う 場合があると」記載済みです。
22	序章-11のAの図(車いす・松葉杖利用者の移動図3種)の内容と、記述されている「サイズ」について。図上段に記述されているサイズ(車いす・杖利用者に必要な通路幅)。最低基準しか書かれていない。推奨サイズも追加して欲しい。(建築物P7も同様)	○序章-11のAの左図について、出入り口の望ましい寸法○900mm以上 を追記します。 車いす使用者と人が横ですれ違える寸法に関しては、この部分は「望 ましい寸法」という考え方ではないため、記載しません。 車いすが転回できる望ましい寸法及び杖使用者の望ましい寸法は個人 差が大きいため、今回は最低限の寸法を記載します。
23	序章-12の視覚障害者に関する必要寸法の確保について。点字ブロックの左右どちらに立つかは人により違うので、左右に600mmプラス点字ブロック300mmで1500mmではないか。	○歩行時に必要となる寸法を示しているため、表題の「○視覚障がい者 に関する必要寸法の確保」を「○視覚障がい者の歩行時に必要な寸法」 に修正します。
24	序章-14の洗面所の例1(男女トイレの配置例)について。この図であれば、大型ベッドは左右ともに設置できるのではないか。左右手すりの差など、使い勝手の幅が広がることを図に示すべき。	○この部分はトイレにおける機能分散の事例の説明部分であり、いろい ろなパターンの便房を示すことが有効と考えるため、現状の記載としま す。
25	序章-18「職員教育の重要性」の【事例】について。「駅ホームでの介助用スロープ板の設置」が書かれているが、本来はスロープの必要のない、車いす単独乗降が基本である旨は表記すべき。	○この部分は事業者が行う望ましい配慮の例示をしているため、駅員が 渡し板を設置している写真に差し替えます。
26	序章-24「本書の見方」について。吹き出しのハートマークは、○マークの間違い。	○誤記であるため、ハートを○に修正します。
27	大阪は船舶のバリアフリーが遅れている。遊覧船では車いすのまま乗船できるのが当たり前だが、大阪にはその考え方がない。	○国土交通省において「旅客船バリアフリーガイドライン」が作成されて いますので、今後必要に応じて参考にするようにします。
28	USJではアトラクションに入るとき電動車いすは手動に切り替えるか、手動車いすに乗り換えられないといけない。昔より制限が厳しくなっている。 ショーの観覧席ではスペースがあるにも関わらず車いすが2台並んで観ることが許されない。マニュアルが非常に厳しくなっている。 車いす用の観覧スペースが下の方には全く無い。一般の人と障がいのある人が同等の扱いをされていない。 アトラクションの説明においても字幕が一切無いため、聴覚障がい者の方は全く分からない。福祉のまちづくり条例でこの深刻化している問題についてアプローチしてほしい。 道頓堀では川の近くまでは降りれるが、肝心の船に車いすでは乗ることができない。	○事業者としての判断であるため、ご意見としてお伺いします。

建築物各章について

番号	ご意見	対応(案)
29	ガイドラインにおいて先に示されるべきなのは、最低の基準となる●ではなく、望ましい基準である。	○事業者等における通常の利用を想定したときに、義務の基準を先に記載しておいたほうが混乱がないと判断し、素案のままとしました。 各章「移動等円滑化基準」と「チェック項目」の間に「望ましい整備」や「参考となる事項」をはさんでいるので、スルーされることはないと考えています。
30	本書には、「建築物移動等円滑化基準」と「配慮すべき事項」が分かれて明記されている。移動等円滑化基準だけ守ればよいと読まれないうように、配慮すべき事項もきちんとよまれるように表記してほしい。	
31	図表は、設計者が参考とする非常に重要なものであるが、改定案のほとんどが以前の内容のままとなっており、サイズ等、最低基準だけ明記されているものもある。設計者の参考となるようなものとしてほしい。	○必要に応じて設計者の参考となるよう図や寸法等を修正します。
32	IPC基準はヨーロッパやアメリカのスタンダードとほぼ同じレベルであり、日本のガイドラインはそれに比べて全般にわたっての考え方が非常に遅れている。IPC基準の考え方を取り入れなくてもいいのか。 IPC基準は公開されているものではないので現時点では引用できない。山名さんの提案の中で取り入れることを検討する方向で進めてはどうか。	○IPC基準が非公開のため、情報所有者を通じて意見聴取を行い、取り入れられるものがあれば検討します。
33	国土交通省が東京オリンピックに向けて大型建築物、例えば劇場や競技場など設計基準の見直しを行う会議に出席したので情報提供したい。	○国の建築設計標準(追補版)については内容について確認済みです。必要に応じて設計標準改定のプロセス等をお伺いします。
34	国土交通省では、東京オリンピックパラリンピックを機に競技場等不特定多数の者が利用する施設の整備基準を見直す動きがあります。これらの動きにも対応していく姿勢を入れてください。	○序章-5、「へ今後さらなる取り組みが求められる分野等」に記載済みです。 ○P.113【17】内装等(内装・客席・備品・その他の配慮)に、建築設計標準追補版の客席・観覧席の図を挿入します。

【1】敷地内の通路

番号	ご意見	対応(案)
35	<p><b>図1.2に関して</b>                      健常者が中心との印象を与えるため、すりつけは端ではなく真ん中につけるべき。                      ・段差をすべてなくすか、2箇所すりつけをつけても良いのではないか。                      段差をすべてなくすと、段差による効果なくなる。また、スロープは切り込みをするとエッジになり危険な場合があるので、手すり等で対処する方法もある。</p>	<p>○P.8図1.2 段差をなくす意味で、単線に修正します。</p>
36	<p>配慮すべき事項の箇所に、車いす使用者、視覚障がい者だけでなく聴覚障がい者も通路、斜路を利用するということを記載するべき。</p>	<p>○P.5配慮すべき事項(動線計画)「高齢者、障害者等の安全の確保を図るため、歩行者と車の動線を分離することが望ましい」の解説に、「クラクション等音の聞こえない聴覚障がい者が安全に通行するためにも有効である。」と追記します。</p>
37	<p><b>出入口に向かう視覚障がい者誘導ブロックの位置に関して</b>                      ・片側に寄せる方法(p8図1.2)と真ん中に置く方法(p19図2.7)について、2つ方法があると記載するのどちらかに統一するのか。                      国の設計標準は中央に置く方法を記載。                      ・誘導ブロックの上にマットなどが置いてあり認識できない場合もあるので、音声案内を設置してほしい。                      ・当事者の歩行能力によるものもあるので、方法を限定するのは難しい。                      ・ドアの種類によっても誘導すべき位置は変わってくる。ボタンを押して開くドアならボタンに誘導するべき。                      ・全国的に統一されているかいないかが問題である。                      ・左側に寄せると、右手で白杖を持つ場合ドアの端に向かって歩くので危険ではないか。                      ・海外の事例でもセンターポジションが多い。</p>	<p>○P.8図1.2、P.9図1.3、P.16図2.5の誘導ブロックの位置を出入口正面に修正します。</p>
38	<p>P.7の傾斜路床仕上げの例(表形式)について。この表には、床材(塗装材)と配慮事項が書かれているが、「目地:車いす通行時の振動となるため避ける」と加筆を。</p>	<p>○P.7表1.1の下に「※目地を設ける場合は必要最小限とし、車いす通行時に支障とならないよう配慮する。」と追記します。</p>
39	<p>P.9図1.3の傾斜路について。出入口から階段上部の幅は150以上の確保を。例えば平面をまねて、出入り口を開き戸に変更すると、ポーチ奥行不足になってしまう。</p>	<p>○出入口から階段上部までの寸法●150cm以上を追記します。</p>
40	<p>P.10図1.6の段差の解消について。15cm以下の前輪もあり。</p>	<p>○車いすの前輪にもいろいろ種類があるため、図1.6を削除します。</p>
41	<p>通路幅 特定建築物では、最低200cm(できれば220)以上は必要(屋内の廊下も同様)                      電動車いすの普及により、重度障がい者の外出の機会が増え、180cmでは手動2台が通りあうのが前提の数値であるため狭く、電動同士が通り合うには、どこかぶつかる可能性が大きい為。</p>	<p>○P.5配慮すべき事項(通路幅員の確保)に、「電動車いすやスポーツ用の車いすの場合は、この限りでない。」と追記します。</p>

## 【2】出入口

番号	ご意見	対応(案)
42	自動ドア、押しボタン式ドアなどドアの種類を明確に示すことが必要。	OP.12配慮すべき事項(音声案内)「ドアの場所や形状について、音声で案内することが望ましい」を追記します。 ○音声案内の解説に「視覚障がい者は、音声案内がない場合、ドアの位置や、ドアの開け方(押しボタン式・自動ドア等)を把握することが難しい場合がある。」と追記します。
43	出入口 80cm→90cm以上(できれば120cm)に変更を望む。	OP.11配慮すべき事項(幅員の確保)「○車いす使用者、杖使用者等の利便性を考慮すると、主要な出入り口の有効幅員は120cm以上とし、それ以外の出入口は90cm以上とすることが望ましい」と記載済みです。
44	聴覚障がい者が利用するという説明を書き加えるべき。耳が聞こえないことを相手に伝えられるようなモニターの設置が必要。	OP.16図2.5 「○聴覚障がい者等が利用するための内部の関係者の顔が見えるモニターを有するインターホン」を追記します。
45	P16 図2.5: インターホンへの誘導の旨を書き加えるべき。	OP.16図2.5「インターホンまで視覚障がい者誘導ブロックを敷設。説明に【14】案内設備までの経路P.95参照」を追記します。
46	P12 図2.4: ガラスへの衝突防止のための手すりの設置に関しては、コストもかかるため建物の利用状況等に応じてシールでの対応から衝突防止手すりの設置まで段階的に示すべき。	OP.12配慮すべき事項(戸のガラス)に「○衝突防止のため手すりを設置することが望ましい。」と追記します。
47	押しボタンスイッチは60～120cmでは車椅子使用者だと届かない方が多いので80～90cmに変更すべき。	OP.18図2.6上図(押しボタンスイッチ(点感知)) 条例逐条解説書の記載に併せ、「100cm程度」とします。
48	点字ブロックに関して、上にマットを敷いてしまっている話が出たが、一方マットをうまく利用した事例もあるので、それを示すほうが良い。	OP.19図2.7の説明を「マットを敷設する場合は、視覚障がい者誘導用ブロック等と干渉しないよう配慮が必要」と修正します。
49	P.11の図2.2の出入口の有効幅員について。自動ドアは、かざす・押す・早く閉まるは困難。	OP.11配慮すべき事項(戸の構造(自動ドア))に、「自動ドアは車いす使用者の通行を考慮し、扉の開放時間を十分考慮する。(すみやかに開き、閉まるのは遅くすることが望ましい。)」と記載済みです。
50	車イスの視点に関して、電動車イスの行動スペースまで踏み込まれていない。	OP.11配慮すべき事項(幅員の確保)の解説において、「電動車いすや、スポーツ用の車椅子の場合、利用できないものがある」と記載済みです。

51	<p>P.11の出入口、配慮すべき事項、戸の構造について。電動車いす、車いす利用者で、ドアの開閉をフットレストを活用し押し開閉する場合がありますため、フットレスト高さはガラスを避けること。また、押し・重い・早く閉まろうとする開き戸は困難。</p>	<p>○P.12配慮すべき事項(戸のガラス)に「☆フットレスト高さはガラスの使用を避けること」、解説に「車いす利用者の中にはフットレストを活用してドアを開閉するため、扉が割れる可能性がある。」と記載します。</p>
52	<p>戸の構造は自動的に開閉するものが望ましいが、手で押さないと開かない自動扉は、その旨音声などで案内がないと、ぶつかる危険がある。</p>	<p>○P.12配慮すべき事項(音声案内)「ドアの場所や形状について、音声で案内することが望ましい」を追記します。 音声案内の解説に「視覚障がい者は、音声案内がない場合、ドアの位置や、ドアの開け方(押しボタン式・自動ドア等)を把握することが難しい場合がある。」と追記します。</p>
53	<p>戸の「とって」の色は、戸の色と異なる色で、コントラストがはっきり分かる色とする。</p>	<p>○P.12配慮すべき事項(取っ手)に「取っ手の色は戸と色の対比や明度差に配慮する。」と記載します。</p>
54	<p>P.15の図2.3の使いやすい取っ手について。パニックバーの図があるが、「パニックバー」の説明が必要ではないか。火災時に「押す」もの。火災時に「引く」と思って死亡事故あり。</p>	<p>○P.15図2.3のパニックバーの下に「非常時に簡単な操作で開けられる扉」と記載します。</p>

【3】廊下等

番号	ご意見	対応(案)
55	<p><b>「140cm×140cm以上」と「直径150cmの円が書ける」という記載に関して</b></p> <p>どちらかの表現で統一するべき。</p> <p>・廊下で転回する寸法として140cm角、人とすれ違う寸法として150cmが設計上参考となる数値(国のガイドラインから引用。)十分な寸法を確保するという観点から、推奨する寸法としている。</p> <p>不特定多数の人が利用する公共空間では、シビアな数値ではなくプラスアルファを考えて判断すべき。</p> <p>ある研究では、電動車イスの方が回転するのに180cm角を求めの方が最も多く、220cm角のスペースを必要とする方もいる。手動車イスを基本としている国の基準では低いのではないか。</p> <p>現在の数値は手動車イスを想定しているが、電動車イスが普及してきているので整合性がずれてきている。</p>	<p>○P.23図3.3について、国の設計標準でも、転回と回転で140cm角と径150cmを使い分けているため、現状の記載とします。</p>
56	<p>P.21の配慮すべき事項の解説について。色、サイン等で情報のユニバーサルデザインを行う(視覚支援を行う)。</p>	<p>○「色覚障がいのある人に配慮した色使いのガイドライン」を作成済み。参考資料に掲載します。</p>
57	<p>「アルコーブ」が分かりにくいので、図で示すべき。</p>	<p>○P.24図3.5にアルコーブの文字を記載。図3.5の後にアルコーブの図を挿入します。</p>
58	<p>情報のユニバーサルデザインなど視覚、知的障がい者に対する配慮も記載すべき。</p>	<p>○「色覚障がいのある人に配慮した色使いのガイドライン」を作成済みです。参考資料で紹介します。</p>

【4】階段

番号	ご意見	対応(案)
59	踊り場の注意喚起用の視覚障がい者誘導用ブロックの敷設位置は30cm程度が望ましい。	○P.28図4.1に記載済みです。
60	段鼻の色のコントラスト(出典を確認)。	○設計マニュアル第3版の改定作業時のH14年11月12日に、府視協牧野委員から受領しました。 (阪急南口、地下鉄梅田南口、東京地下鉄など、鉄道駅から段鼻の見やすいものをピックアップしたとのこと。)
61	P.26の階段転落の危険は電動車いす利用者にもある。	○電動車いす利用者の階段における転落の危険についてご意見として伺うこととします。
62	・配置によっては階段をスロープと誤認することもある。 ・P31の図4.7の段鼻について。見る角度によっては錯覚を起こす。車いすからの視線は低く、立っている人より低いため、段鼻が重なって見える場合にスロープと誤認しやすくなる。	○P.26(仕上げ)「●踏面の端部とその周囲の部分との色の明度…」の解説に「利用者の視線の高さや配置によっては、階段をスロープと誤認する可能性があるため、配慮が必要」と追記します。
63	エレベーターの入口付近に階段がある場合は、電動車いすの転落の可能性も考えられる。階段の手すりの形状に関して表記すべき(波型の手すりは危険を感じる方もいる)。	○P.26配慮すべき事項の冒頭、「設置位置 ○エレベーターホールの近くは、車いす使用者等が転落するおそれがあるので、階段又は段を設けない」と追記します。
64	p27の手すり等の記述について。広幅の階段は両側+中央部に「直線」の手すりを設けることと加筆を。	○P.27配慮すべき事項(手すり等)「○広幅員の階段にあっては、原則両側に手すりを設けることが望ましい。」と修正します。
65	波型手すりは、危険を感じる人もいるため、直線の手すりを設置すると記載すべき。新しいものを全てダメとガイドラインに書くことはできない。国のガイドラインでも検討したが、記載はやめた。	○P.27配慮すべき事項(手すり)については、解説の部分に「誰もが安全に安心して利用できる形状のものを使用すること。」と追記します。 (例示として、従来どおり一般的な直線手すりの図で表現する。)
66	清水寺などに波型手すりが設置されている。手すりに関しては直線で握りやすいものとするという表記をしてほしい。	
67	P.27図4.3の手すりについて。廊下対面に出入口のある場合(居室、トイレ、エレベータ)、その寸法が十分あることが望ましい。後退で出てくる車いすの転落などが考えられる。この縛りが無いため、廊下やドアから階段端部までの距離が小さく設計され、対面に車いすトイレを作ってしまう事例もあった(弁護士会館1階)	○P.29図4.3は手すりの設置例を示しています。 P.27階段の形状に「○階段の上端・下端の水平スペースは十分な空間を設けること」、解説に「水平スペースが狭いと、転落の可能性が高まる。」と追記します。

## 【5】傾斜路

番号	ご意見	対応(案)
68	P.35表5.1「建築物内に設ける傾斜路の勾配・高さと、手すり・点状ブロックの関係」表について。スロープと階段の経路選択を間違えないサイン環境が必要(論文参照)。	OP.87【12】標識 配慮すべき事項(設置)「○誘導用の表示板は、曲がり角ごとにわかりやすい位置に設けることが望ましい。」と記載済みです。

## 【6】エレベーター

番号	ご意見	対応(案)
69	・乗降ロビーに設ける制御装置は全て車いす使用者が利用しやすい位置で良いのではないか。 ・低い位置であれば全員が押せる。一般用と車いす用と2つあるのは日本特有だと思われる。	OP.37(制御装置)について、EVのボタンを一般用と車いす使用者用とに分けているのは、複数EVがある場合において必ず当該EVが到着するシステムとなっている(他のEVが到着すると移動しなければならない)ためであると考えられるので、現状の記載とします。
70	車いすボタンには、ドアの開閉スピードを遅くするなどの機能があるようだが、車いすユーザーが増え、多様化している現在でも必要だろうか。	
71	大事なものは、エレベーターを奥まった所ではなく、できるだけ使いやすい場所に設置すること、乗降ロビーをできるだけ広くすること。用途によって問題は異なるため、適材適所で使うべきという注釈を入れるべき。	OP.37 配慮すべき事項(エレベーターの設置)「☆エレベーターは主要な経路に隣接して設置し、エレベーター入口までわかりやすく誘導する。」 「大規模施設、集会施設、劇場等多くの車いす使用者が集中することが想定される施設では稼働力が低下する時間帯があるため、エレベーターのかごの大きさ、設置数、配置等を十分に検討する」と記載済みです。
72	P.38の操作盤等、解説について。「ボタンの形状は、手先にマヒがあっても押せる形状にすること。」と加筆を。制御装置、設置位置…「中央部分に示す」と加筆を。	OP.38配慮すべき事項(制御装置)「○ボタンは、指の動きが不自由でも押せる形状とすること。」と記載します。 OP.41図6.4の制御装置をかご側面の中央に修正する。
73	手話を表示できるモニターを設置する。	OP.38配慮すべき事項(乗客への情報提供・表示)「○緊急時には音声及び電光表示板や…」を「○音声による案内及び電光表示板や手話を表示できるディスプレイ(モニター)を設置する」に修正します。
74	モニター、ディスプレイなど映像で提供することに関して表現を統一する。	○「案内及び電光表示板や手話を表示できるディスプレイ(モニター)を設置する」に統一します。
75	・足蹴り式ボタンについて表記されているが、赤外線センサーが便利なので、記載してはどうか。 ・赤外線センサーについては、福祉施設等特定ユーザーが利用する場合は、非常に有効だが、不特定多数の公共的な空間等においては、検討課題があるように思う。	○一般に普及しているものでなく、課題があるとの意見もあるため、今回はご意見としてお伺いします。
76	・エレベーターの大きさについて、奥行き135cmという記述しかない。奥行きだけではエレベーターの大きさの基準にならない。 15人乗り以上といった具体的な記載が必要。 ・エレベーターの大きさについて、現状を調査した上で、エレベーターの寸法に関する考え方を提示してはどうか。	○参考資料に手動車いす・電動車いすの適用機種表が記載されているJEAS-B506「車いす兼用エレベーターに関する標準」を掲載します。
77	基本15人乗り以上にすべし 特定建築物についてはよほどの事由がない限り11人や13人乗りは認めないこと。	○ここでは基準の検討をしているのではないので、ご意見としてお伺いします。

78	P38乗降ロビーの記述について。乗降ロビーに近接して階段・2段段差を設けないこと。	P.26配慮すべき事項(設置位置)「○エレベーターホールの近くは、車いす使用者等が転落するおそれがあるので、階段又は段を設けない」と加筆します。
79	P38乗降ロビー、かごの床とロビー床の段差記述について。3cm以下にできないか。(歩道端部は2cm以下+面取り)	○かごの床とロビー床の「段差」についての意見だが、ここでは「隙間」のことであるので、ご意見としてお伺いします。
80	P41図6.3(鏡)について。 ・例図はスルー型なども設置が困難な例にすべき。 ・高さ40cmからとなっているが、もっと低いほうが良い。車いすのフットレストの上程度が望ましい。フットレストは約20cmなので、30cm程度が妥当。ガラスも近年は金属製が基本だと思われるので、破損の可能性は低いため、床面からの設置ケースもあるが、問題ないと思われる。 ・例の図はスルー型などもっとも設置が困難な例もしくは、鑑賞のため全面ガラスとしていることを明記しないと、壁面にも頭上鏡が設置されかねない。	○逐条解説P.66に「床上40cmから150cm程度までである鏡(ステンレス製又はガラス製)とする。」と記載があるため、整合性を勘案し、現状の記載とします。 ○P.41図6.3(鏡)については、「展望エレベーター・トランク付型のように平面鏡が設置できない場合のみ●凸面鏡」と記載します。
81	大阪市交通局などですでに導入、定着しているものだが、ホーム階と改札階だけなど決まった階にしかいかない場合は、かご外でエレベーターを呼ぶボタンを押せば、かご内のボタンを押す必要がない自動昇降装置を標準化すべきである。ボタンを押しにくい肢体不自由者だけでなく、視覚障がい者にも使いやすい。その場合は音声案内をつける必要がある。	○自動昇降装置の標準化はご意見としてお伺いします。 ○令18条2項5号ホの規定(かご内に車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること)との関連性があるため、現状の記載とします。
82	P41 図6.4「手すりや制御装置の高さ」の、制御装置について。について。設置位置は中央部分に示して欲しい。	○P.41図6.4の設置位置を中央部分に修正します。
83	P.41図6.4「制御装置」の、制御装置(ボタン配置)について。障がい状況によって押せないボタンがあることの事例を明記してもいいのではないか。	○P.38配慮すべき事項(制御装置)「○ボタンは、指の動きが不自由でも押せる形状とすること。」と追記します。 ○P.41図6.4の制御装置をかご側面の中央に修正します。
84	その他ボタンについて ・ボタン+点字が標準だが、近年はボタンの数字自体に凹凸をつけ、数字を触ればわかるようになったものも普及している。点字が読めなくてもわかるボタンが望ましい。さらに、押して反応した時にランプ点灯と同時に音がピツとなると分かりやすい。 ・音声案内では、「かごが到着する階などを知らせる」となっているが、加えて、10階建て程度までであれば、1階通過するごとにピツという音声を流すことも考えられる。(アメリカでは設置あり)	○P.42 図6.5でボタンの凹凸について「●点字表示又は操作ボタンの数字が浮き彫りになったもの」記載済みです。
85	ボタン配置がちどり配置と、階数が順に並んでいるものがあり、分かりにくい。どちらかというと、順番に並んでいる方がいいという声が多い。	○P.38配慮すべき事項(制御装置)「☆制御装置の階数表示が2列になる場合は、千鳥配置とする。」を「制御装置の取付位置、配列、ボタンの形状、使い方等を同一建物内で統一することが望ましい。」に修正します。

86	<p>インターホン～望ましいのは、緊急時に外部と映像でのやりとりができる装置。電光掲示板の設置とあるが、管理センター側が緊急事態を察知したことを知らせることを、音声＋視覚の双方で知らせることが必要。映像までは大変でも、管理センター側が緊急事態を感知して対応していることを示すランプの点灯はできないか。聴覚障害、難聴者でもある程度のやり取りはしやすくなる。</p>	<p>○P.40図6.1右下の図で聴覚障がい者のための文字情報伝達のためのディスプレイやモニターを記載済みです。</p> <p>○P.42図6.5で聴覚障がい者対応の応答灯を記載済みです。</p>
87	<p>音声案内：出入り口が2つある場合、乗った段階で、開く扉の方向の音声案内が必要。</p>	<p>○P.38配慮すべき事項(音声案内)、解説に「2方向出入口のエレベーターの場合は、開閉する側の戸を音声で知らせることが望ましい。」と追記します。</p>

## 【7】エスカレーター

番号	ご意見	対応(案)
88	エスカレーターの基本的な考え方の表現について、エレベーターが望ましいがエスカレーターも大事であるという表現は、社会状況にそぐわない表現。	OP.45(基本的な考え方)「障がい者、高齢者等に配慮した垂直移動の方法としては、エレベーターが基本となるが、健常者も含む多くの人のためにはエスカレーターも有効である。」に修正します。
89	誤進入防止センサーについても記載すべき。	OP.45配慮すべき事項(乗り降り口まわり)に「逆進入防止装置を設けることが望ましい」と記載します。 OP.47図7.1に逆進入防止装置の絵及び文字を記載します。
90	P.46「解説(放送設備)」の放送事例について。「〇〇行き、上り(く下り)エスカレーターです」という記述がよい。また、上り下りが併設している場合は「〇〇行き、上り(下り)エスカレーターは左(右)側です」という記述が良い。人が近づいたら動き出すエスカレーターの場合でも、その旨の音声案内は随時必要。	OP.46配慮すべき事項(放送設備)の解説を修正します。
91	P.48の図7.3「車いす用エスカレーターの例」について。車いす対応エスカレーター～「踏板3枚が水平になったまま…」とあるが、イラストでは2枚フラットタイプに見える。2枚フラットでは電動車いすなどは対応できず危険である。完全3枚フラットにすべき。車いす対応エスカレーター自体は駅でのエレベーターが普及する前の装置ではあるが、設置するなら3枚フラットを必須にすべき。	OP.48図7-3を完全3枚フラットに修正します。
92	駅や百貨店等での視覚障がい者誘導用ブロックの敷設について、エスカレーターは使いやすい設備であり、位置的にも利用しやすい位置にあるため、エレベーターだけでなく、そこへ積極的に誘導してほしい。全盲の人からもエスカレーターに誘導してほしいという意見がある。	○公共交通移動等円滑化基準(省令)では、駅舎等における視覚障がい者の誘導経路として、段差解消はEV、スロープによるものが優先され、それによりがたい場合はエスカレーターによるとされています。 事故発生時の事業者の責任問題も課題であるため、ご意見として伺い、今後引き続き検討を行うこととします。

## 【8】便所

番号	ご意見	対応(案)
93	トイレとお風呂のタッチセンサー式のボタンは視覚障がい者が使えないため、やめてほしい。	OP.51配慮すべき事項(ボタン等配置)に「○洗浄装置はセンサー式が使いやすい一方で、視覚障がい者は触れることのできる形式のほうが使いやすいため、センサー式の場合は、便所洗浄ボタンを併設する等の配慮をすることが望ましい。」と記載済みです。
94	照明についても、明るさを確保してほしい。	OP.52配慮すべき事項(照明)に「○照明は、十分な照度を確保することが望ましい。」と記載済みです。
95	便房内のペーパーホルダー、ボタン、レバーの配置を統一してほしい。	OP.51配慮すべき事項(ボタン等配置)「☆便房内のペーパーホルダー、便器洗浄ボタン及び呼び出しボタンを横壁面に設ける場合は、JIS S0026に基づく配置とすることが望ましい。」と記載済みです。
96	トイレの前に音声誘導装置を設置してほしい。	OP.49配慮すべき事項(案内設備)「音による誘導を行う際は、音声で男性用・女性用を知らせることが望ましい。また、触知図案内板を設ける場合も、触知図案内板の位置を知らせる音声誘導装置を設けることが望ましい。」記載済みです。

97	図全体が手動車いすを前提にしており、誤解を与える。	○電動車いすの必要スペースは使用者の技術や車いすの大きさ等により大きく異なること、また、法律の趣旨が最低限の基準を定めていることにより、国の設計標準でも手動車いすを基本としていることから、現状の記載とします。 ○P.49の【円滑に利用できる構造】の末尾に「なお、電動車いす等、大きな車いすでは、150cmの円では十分ではない場合があるため、施設の利用者等状況を鑑みて設計する必要がある。」と追記します。
98	手洗器の手すりについては、松葉杖使用者や立位が不安定な方にとっては有効だが、車いす使用者にとっては、長い手すりが障がいとなる場合がある。府の施設も含め、使えないトイレが多い。器具(オストメイト・手すりなど)の使用や配置も配慮すべき。	○P.52配慮すべき事項(洗面器)解説「洗面器の手すりは、配置によっては車いす使用者が利用できなくなるため、車椅子使用者用便房に設置する場合は、工夫を行う必要がある。」と追記します。
99	車いす使用者の中には、尿瓶を使う人にとっては、光感知式の洗浄装置が背もたれの部分についていると届かない。ボタン型スイッチ、もしくは便器の足元にセンサーを設けることが必要。	○P.51配慮すべき事項(ボタン等配置)「センサー式の場合は、便所洗浄ボタンを併設する等の配慮をすることが望ましい。」と記載済みです。
100	車いす使用者にとって、便器の横にスペースがあることが非常に重要であり、両側が固定手すりでは車いす使用者が使えない人が多い。手すりの片側は可動にしてほしい。介助者がいる場合の観点からも、便器の横のスペースは少なくとも片側に必要。	○P.57図8.5下図 ●手すり(両側)⇒●手すり(○跳ね上げ)に修正します。 (国土交通大臣が定める便房には、「手すりの適切な配置」とあり、望ましいのは可動式手すりであるため。)
101	車いす使用者用便房を男女に分けると、使える便房が半分になってしまう。一般用便房に少し戸の広い(75cm程度)便房を設けると使えるものが増える。	○P.51配慮すべき事項(共通事項(出入口・戸))に記載済みです。
102	異性介助の問題等をガイドラインでも明示する必要がある。	○P.52配慮すべき事項(車いす使用者用便房(計画))に記載済みです。
103	女性の車いす使用者からは、男女別にしてほしいという意見をよく聞く。	○P.52配慮すべき事項(車いす使用者用便房(計画))に記載済みです。
104	ベビーカーの方、高齢者の方など使用時間が長い人が車いす使用者用便房を分け合って使うため、車いす使用者用便房の数が足りなくなっている。	○機能分散のコラム(P68)に記載済みです。
105	車いす使用者用便房は空けてあるということが大事である。「誰でもお使いください」というのは、車いす使用者用便房を必要な人が誰でも使っていていいという意味だということを周知してほしい。	○序章-8「口日常生活で心がけていただきたいこと」に「・車いす使用者用便房を必要がないのに使っていませんか？」と追記します。
106	一般用便房のフィッティングボードを使う人が、わざわざ車いす使用者用便房内のフィッティングボードを使うので、困る。	○序章-8「口日常生活で心がけていただきたいこと」で「みんなが気持ちよく使えるようにしましょう」と記載済みです。
107	キャリーケースを持った人が車いす使用者用便房を使うケースが多く見受けられるため、荷物対策をすることで、車いす使用者用便房が開いてくるのでは。	○荷物対策が間接的には車いす使用者用便房の利用抑制につながる可能性もありますが、荷物の問題はバリアフリー法の対象者のみに限定されたものではないため、ご意見としてお伺いします。
108	背広やコートをかけるフックの概念はあるが、荷物置き概念がないため、荷物という体系で一度見直すべき。また、フックについては、フックの先端が曲がっている図を入れるべき。	○荷物対策についてはご意見としてお伺いし、引き続き検討します。 ○フックの詳細についてはP.59で例示対応します。

109	触知図案内板の位置がわからないため、触知図案内板があることを音声で案内してほしい。	○P.51配慮すべき事項(案内設備)「○音による誘導を行う際は、音声で男性用・女性用を知らせることが望ましい。また、触知図案内板を設ける場合も、触地図案内板の位置を知らせる音声誘導装置を設けることが望ましい。」と修正します。
110	P.51(案内設備)に「出入口には男女別に音の異なる音声誘導装置を設けることが望ましい」と記載されているが、音の高さが異なるだけでは、判別できないため、「男性用、女性用」を音声で案内すべき。	
111	P.51「施錠を示す色は、色弱者に配慮して赤と青とすることが望ましい」と記載されているが、色弱者にとって、赤と青は見にくいいため、コントラストがある色で、「使用中」と文字が表示されるようなものの方がよい。	○P.51配慮すべき事項(共通事項(出入口・戸))「施錠を示す表示が赤と青の場合、色弱者が区別できない可能性があるため、見やすい色及び文字で「使用中」と表示する等の配慮をすることが望ましい」と修正します。
112	大きなトイレの場合、トイレの中に視覚障がい者誘導ブロックがないため、小便器を探すのが難しい。	○トイレ前の触地図又は音声案内の設置は義務としています。広いトイレの場合中がわかりにくいことはご意見としてお伺いし、引き続き検討します。
113	便器を前馬乗りで使用する人もいる。車いすによる便器へのアプローチ例を参考資料で入れ、解説すべき。	○前馬乗りするときの配慮事項を踏まえて文書により記載します。
114	・盲ろう者は異性のヘルパーとトイレに入ることができないため、小便器の位置関係を把握することが難しい。便器のサイズや設備を統一するのも解決策の一つ。 ・標準化することによって、誰もがわかるようになるメリットがある反面、標準化されたものが使い勝手が良いかということに課題が出てくるように思う。	○標準化に関しては、メリットの半面課題もあるため、ご意見としてお伺いします。
115	重度の障がい者が社会参加する上で、大人用介護ベッドが必要。設置規模を引き下げ、数を増やすべき。	○基準規模の引き下げの話であるため、ご意見としてお伺いします。
116	P.55の便所の図が、男性用・女性用どちらも同じ面積になっているが、女性のほうが時間がかかるため、1.5倍～2倍にするべきではないか。	○P.55左図を、女性便所の便房数を増やすよう修正します。
117	冒頭の「基本的な考え方」の文章をもう少し整理すべき。	○P.49(基本的な考え方)「高齢者、障がい者、妊産婦等すべての人が利用しやすいよう配慮する。近年、多機能便房へ利用者が集中している等の傾向があるため、一般用便房に少し工夫を加える等により、機能分散を図る必要がある。」と修正します。
118	基本的な考え方に「一般用便房に少し配慮をすることによって…」という記載があるが、「少し配慮」について、一般用便房の段差をできるだけなくす、ドアの幅を広くとるなど具体的な記述はされているのか。	○P.51配慮すべき事項(出入口・戸)に記載済みです。ただし、間違えて「車いす使用者用便房の出入口幅90cm以上」と記載しているため、「75cmに程度」に修正します。
119	P.60の図8.9や図8.10に望ましい寸法を記載すべき。	○P.60図8.9、8.10に○75cm以上と記載します。
120	大きな扉になると、動作が大きくなり、バランスが取りづらくなる等問題があり、大きければ良いところとそうでないところがあるように思う。	○車いす使用者用便房…○90cm以上 一般用便房で少し大きいもの…○75cm程度 一般用便房…☆65cm以上 で統一します。

121	久宝寺の駅のトイレは、内開きになっており、便房に入るとき、出るときに非常に狭い。	○内開きの事例としてお伺いします。
122	・緊急時に、便房内で倒れた方を救助しようと思ったら、内開きはきついのでは。 ・便房の扉に関しては、緊急のときに外せるよう、ヒンジになっているものもある。	○内開き・外開きそれぞれメリット・デメリットがあること、緊急時の救助に関しては、バリアフリー法の対象者に限った問題ではないことからご意見としてお伺いします。
123	知的障がい者が多い事業所では、小便器にターゲットマークを設けたり、前に足型を設けて案内するなどの工夫を行っている。	○【8】便所P.63図8.16、【18】知的障がい・精神障がい(発達障がい含む)支援設備図18.3でご紹介します。
124	P.55の「建築物移動等円滑化基準」の触知図案内板文章について。点字を読むことが困難な人もいる。音声での案内も併設されるべきではないか。また、「望ましい整備」として、「触地図には点字ブロックの誘導だけでなく、そこに触地図があることを音声で知らせる必要があると認知しやすい」と記述を。(P.55の図8.1解説文章は、触地図案内板もしくは音声と書かれているが、触地図が優性的な表記になっている。併設が必要。)同様に、男女の別についても、触知図の記載だけでなく、音声案内との併設が必要。	○P.51配慮すべき事項(案内設備)「音による誘導を行う際は、音声で男性用・女性用を知らせることが望ましい。また、触知図案内板を設ける場合も、触地図案内板の位置を知らせる音声誘導装置を設けることが望ましい。」と修正します。  ○P.55図8.1については、逐条解説と同じものであるため、今回は現状の記載とします。
125	P.49の「建築物移動等円滑化基準」の車いす使用者用便房の仕様、解説文章について。「十分な空間(直径150cm円)の確保」と書かれているが、150cm円は最低基準。十分ではないため「十分」を削除を。	○P.49(車いす使用者用便房の仕様)解説について、国土交通大臣が定める構造に「十分な空間」が入っており、逐条解説でも解説しているため、現状の記載とします。  ○P.49(車いす使用者用便房の仕様)解説の末尾に、なお、電動車いす等、大きな車いすでは、150cmの円では十分ではない場合があるため、施設の利用者等状況を鑑みて設計する必要がある。」と記載します。
126	P.53の「建築物移動等円滑化基準」の車いす使用者用便房「その他」記述について。衣服等かけるフックの高さは、一般で170cm、車いすで130cmとあるが、両方高すぎる。一般は140cmから150cm、車いすで80から90cmが望ましい。	○P.53配慮すべき事項(車いす使用者用便房(その他))100cm程度と修正します。(EVの車いす使用者専用ボタンの高さと同様。)
127	P.52の車いす使用者便房、複数設置する場合で、「障害者の右勝手・左勝手に対応できることが望ましい」と記述されているが、便座の高さの適正值は非常にばらつきがある。「便座の高さも高め、低めと対応幅を広げることが望ましい。」と記述を。	○P.52配慮すべき事項(車いす使用者用便房(便器))「便座の高さは…」を「便房を複数設置する場合は、障がい者の右勝手、左勝手に対応できることが望ましい。また、便座の高さもバリエーションを持たせることが望ましい」と修正します。
128	P.52(便器)便座の高さの適正值は非常にばらつきが多い。	
129	P.57「車いす使用者用便房の「手すり」記述について。「可動式が望ましい」とあるが、車いす利用者の便座へのアプローチは、側面に横付けし、水平移動することは、バリアフリー法ガイドラインにも記載されている内容。可動式でないと利用できない人がいる。可動式を必須とする必要がある。	○P.57図8.5 ●手すり(両側)⇒●手すり(○跳ね上げ)に修正します。(国土交通大臣が定める便房には、「手すりの適切な配置」とあり、望ましいのは可動式手すりであるため。)

130	P.52の車いす使用者便房について。「大人ベッド」の加筆を。オストメイト対応の便房設備に「大人ベッド」記述はあるが、「大人ベッド」を必要とする障害者の外出の機会が増える傾向にある中、今後の大人ベッドの普及が必要となるため、明記されるべき。	○機能分散の考え方や、オストメイト対応便房に介護ベッド設置の義務基準があることから、混乱を招く可能性があるため、ご意見としてお伺いします。 (床面積10,000㎡以上規模建築物に設けるオストメイト対応便房には1.2m以上のベッドの設置が義務となっている。)
131	P.56の図8.2(手すり付き洗面器)及び図8.3(車いす利用者が利用しやすい洗面器)について。洗面器の鏡は、洗面器下端高さより「直上」に設置されるべき。	○P.56図8.2、図8.3洗面器下端高さより直上に設置した図を掲載済みです。
132	P.57の図8.5(車いす使用者用便房)について。図は、バリアフリー法の解説図を引用しているが、バリアフリー法の図にあった手すりの「可動」が削除されている。現在の「手すり(両側)」表記から「手すり(両側)」の表記から「手すり(可動)」に変更を。	○P.57図8.5 ●手すり(両側)⇒●手すり(○跳ね上げ)に修正します。 (国土交通大臣が定める便房には、「手すりの適切な配置」とあり、望ましいのは可動式手すりであるため。)
133	P.57の図8.5(車いす使用者用便房)について。設計上参考となる事項として、車いす個室横幅を「200cm程度」と記述してあるが、200cmでは利用できない方もいる。を200cm以上と記載すべき。(図8.6・8.7も)	○P.57図8.5コメントで記載済みです。
134	政令・条例の基準として、車いすが回転できる空間(径1500ミリ)と明記されているが、(最低、径1500ミリ)と明記すべき。図の説明文として「車いす利用者が便房内で回転して設備・備品等を使用できるよう、車いすの回転や介助者の同伴などの多様な動作が可能なスペースを確保する」と記述されているが、「そのためには、より広い必要がある」と補足すべき。	○P.49の【円滑に利用できる構造】の末尾に「なお、電動車いす等、大きな車いすでは、150cmの円では十分ではない場合があるため、施設の利用者等状況を鑑みて設計する必要がある。」と記載します。
135	P.57の図8.6、簡易型車いす使用者便房について。この図では、車いす障がい者の便座のアプローチ方法が斜めからの1パターンしか表記されていないが、障がい状況等によってアプローチの実際は多様である。アプローチに側面は70cmのスペース、前面は120cmの確保が必要。手すりは「可動式」を明記してください。	○逐条解説書との関連があるため、現状の記載とする。参考に出展(国の設計標準、高橋儀平氏+TOTO論文が根拠)を記載します。 ○P.57図8.5 ●手すり(両側)⇒●手すり(○跳ね上げ)に修正します。 (国土交通大臣が定める便房には、「手すりの適切な配置」とあり、望ましいのは可動式手すりであるため。)
136	P.53の図8.8(オストメイト用便房)について。備品になりますが、ゴミ箱が必要になります。望ましい整備としても表記できないか。	○P.53配慮すべき事項(オストメイト対応便房の設備)「ストーマ装具の廃棄等に配慮し、汚物入れを設置することが望ましい。」と記載済みです。
137	P.60の図8.10(その他便所)について。(図8.12、P.59図8.20下段左図も同様)地上からペーパーホルダーの高さは、80cm～90cm(序章-10図参考)をイメージしてもらえるように加筆を。	○P.60図8.10☆ペーパーホルダーの下に「便座高さプラス150～400」と記載します。(JIS S 0026に併せた記載。)
138	P.64の図8.19(例・改善例)について。P.61の例(図)の場合、大人型ベッドは左右ともに設置可能。その上で、左右手すりの選択が可能と表記すべき。	○機能分散の観点もあるため、ご意見としてお伺いします。
139	入口 なるべく入口は段差をつけないこと。建築物の構造上、つけなければならないときは、最低、多目的トイレ等、1個は段差なしに。	○政令第18条1項で、「道等から車いす使用者便房までの1以上の経路について、移動等円滑化経路基準に適合しなければならない。」と規定しており、段差なくアプローチが可能です。
140	1,000㎡以上の特定建築物には、男女別に大き目の便房設置(ベビーカーやお年寄りの手押し等が入れる大きさ)	○基準の検討の場面ではないため、ご意見としてお伺いします。 ○P.51配慮すべき事項(共通事項(出入口・戸))に「☆便房の出入口幅は、車いす使用者の利用を考慮すると75cm以上とすることが望ましい」と記載済みです。

141	<p>多目的トイレ          個数 一般便所の入口付近に男女別で1個以上、それとは別に外側に1以上あればベスト（夫婦なりのどちらかが要介助の場合等）</p>	<p>OP.52配慮すべき事項(車いす使用者用便所(計画))「☆一般便所に近い位置で計画し、障がい者の利用頻度が高い建築物等では男女別に設置することが望ましい。また、可能な限り各階に設けることが望ましい。」          「☆介助者に配慮し、少なくとも1以上の車いす使用者用便所は、男女が共用できる位置に設けることが望ましい。」と記載済みです。</p>
-----	--	--

【9】駐車場

番号	ご意見	対応(案)
142	知的障がい者は自転車ユーザーが多いため、駐車場と駐輪場との間の配慮について記載すべき。	○P.5【1】敷地内の通路の配慮すべき事項(動線計画)の解説の末尾及びP.69【9】駐車場の配慮すべき事項(動線計画)に「知的障がい者は自転車利用者が多いため、駐輪場と駐車場の経路も、出来る限り交錯を避ける工夫をすることが望ましい。」と追記します。
143	精算所でのトラブルの際に、呼び出し非常ボタンで音声で対応する設備があるが、聴覚障がい者は使えないため、他の項目と同様、モニターが必要なことを記載すべき。	○P.70配慮すべき事項(発券所等)に「精算機における非常時の対応として、音声による対応のみではなく、ディスプレイ(モニター)による対応を行う」を追加。解説に「聴覚障がい者は音声のみの対応では利用できない場合がある。」と追記します。
144	精算機が車いす使用者には若干高いため、精算機に2パターンほしい。	○P.70配慮すべき事項(発券所等)「発券機や精算機等は、手や指の不自由な人も使えるように位置等に配慮する」を「発券機や精算機等は、手や指の不自由な人や、車いす使用者も使えるように位置や高さ等に配慮する。」に修正します。
145	建物正面に車寄せを作り、障がい者を正面で降ろして、一般用に停めることで、車いす使用者用駐車場の混雑を緩和することができる。	○動線計画上の配慮事項として、ご意見としてお伺いします。
146	P.71 図9.1と図9.2 駐車場から入口へのアプローチに庇がある(P.72図9.3参照)ことが図からもわかるようにしてほしい。	○P.71図9.1庇記載済です。図9.2については元々庇がない例示であるため、現状の記載とします。

【10】ホテル又は旅館の客室

番号	ご意見	対応(案)
147	<p>一般客室 高齢化社会や障がい者の社会進出に向け、基本、水周りの部分を埋め込み式にし、寝室部分と同様の高さにすること。そして、洗面化粧台の左右にトイレと浴室を配置。その際の各ドアは引き戸にすることで、大半の要援助者が利用しやすくなる。点字のホテル内外の連絡先情報をフロントなりに置くことで、必要なときにすぐ渡せるようにすること。</p>	<p>○P.75配慮すべき事項(浴室) 「○浴槽の深さは50cm程度、エプロン高さは車いす座面と同程度の高さ40センチ～45cm程度とすると使用しやすい。」 「○浴室や便所では障がいによって右勝手、左勝手等の選択ができるよう、客室のバリエーションを準備しておくことが望ましい。」と記載済みです。</p> <p>○点字の連絡先情報については、P.76配慮すべき事項(その他の設備) 「○フロントにホテル周囲の連絡先情報を点字で用意しておくことが望ましい。」と記載します。</p> <p>○P.75配慮すべき事項(出入口) 「○扉は、引き戸とすることが望ましい。」と記載します。</p>
148	<p>車いす使用者用客室 現在は、客室の2%以上とされているが、高齢者社会に向け、目標を4～5%にすべき。その際は、電動車いすやシニアカーの半径も考慮して、大き目に設計すること。</p>	<p>○目標値そのものの検討が必要があることから、ご意見としてお伺いします。</p>
149	<p>案内設備 ピクトグラムを大いに利用し、解りやすい案内板を各階の適材適所に配置し、音声情報も発信することを望む。また、案内所を設ける場合でも適材適所に設置。</p>	<p>○P.75配慮すべき事項の冒頭に(動線計画)「○わかりやすい動線計画とし、建物を訪問した人が施設の情報を得られるよう、案内設備を適切に設置することが望ましい。」を記載します。</p>
150	<p>避難設備等 当たり前のことであるが、二方向以上避難の誘導を行い、高層階の為の緊急時用EVの設置及び低層階用のスロープの設置を入れることを望む。</p>	<p>○二方向避難については、建築基準法で義務を課しているため、誤解を避けるため配慮すべき事項には記載しません。</p>
151	<p>ビジネスホテルはベッドが大きく、通路等が狭い。入口に段差を設けず、ベッドの大きさは普通にして、周りのスペースを大きくすれば、車いす使用者も一般用客室に泊まれる。</p>	<p>○P.75配慮すべき事項(客室)に車いす使用者以外の客室についても、段差解消が望ましい旨は記載済み。ベッドの大きさについては、設備の問題なので、ご意見としてお伺いします。</p>
152	<p>深い浴槽が多くて困っている。バスボードがあると非常に便利。片手で持ち上げられるような椅子も、座ることも出来るし、手すりにもできる。</p>	<p>○P.75配慮すべき事項(浴室)「浴槽の深さは50cm程度、エプロン高さは車いす座面と同程度の高さ…」と記載済みです。</p>
153	<p>欧米の車いすの基準は日本のものより10cm大きいため、そのことも視野に入れて設計すべき。</p>	<p>○配慮すべき事項で記載している寸法は、JIS T9201の手動車いすで使える最低の寸法ではなく、余裕のある寸法としています。</p>
154	<p>重度の障がい者とお風呂に入るときに、シャワーチェアが便利。P.84のイラスト(図11.1車いす使用者が利用できる浴室の例)に記載すべき。</p>	<p>○P.84図11.1下図にシャワーチェアを追記します。</p>
155	<p>ビジネスホテル等では、水じまいが最優先されており、バリアを作って防いでいる。設備の関係もあるので、ガイドラインの中でどこまで書くのかという課題がある。</p>	<p>○設備の問題については、ご意見としてお伺いします。</p>
156	<p>バリアフリールームを設計する際には、平面図上同じ位置で各階に計画すると、同じプランになるため、右かって、左かって、両方に配慮できる計画とし、情報開示をすべき。</p>	<p>○P.75配慮すべき事項(客室)「浴室や便所では障がいによって右勝手、左勝手等の選択ができるよう、客室のバリエーションを準備しておくことが望ましい。」と記載済みです。</p> <p>○情報公開については、ホテル又は旅館に限ったものではないため、P.123【18】内装等の配慮すべき事項(共通)に「○施設のバリアフリー情報について、ホームページ等で情報公開を行うことが望ましい」と追記する。また、府有施設のバリアフリー情報のページを参考として掲載します。</p>

157	客室のドアの鍵の開閉方法が様々な手法があり、困る。日本だけでも統一してほしい。	○標準化に関しては、ご意見としてお伺いします。 ただし、P.75配慮すべき事項(室名表示・鍵)「客室の鍵は視覚障がい者に配慮し、分かりやすく操作しやすいものとする」が記載済みです。
158	浴室にある移乗台は、P.78,79の図とP.84図11.1にも示されたい。	○P.78図10.1、10.2、P.79図10.3、図10.4、P.84図11.1全て移乗台(腰掛台)を記載済みです。
159	P.76 その他の設備、解説…コンセント、スイッチ、ボタンは全て80～90cmでよいのではないか。	○P.76配慮すべき事項(その他の設備)及びP.80図10.7について、80cm～90cmは車いす利用者にとっては使いやすい高さかもしれないが、車いす利用者以外の障がい者もいること、また、コンセントは全ての高さを80cm～90cmにしてしまうと、高齢者がつまづく危険性が出てくるため、現状の記載とします。
160	P.80図10.7、コンセントスイッチの高さ…すべて80～90cmでよいのではないか。	
161	P.75のその他の設備について。「客室・浴室の照明は光度調整可能に」(解説:視覚障がい者が認識しにくい照明しか確保できていないと、危険性が高まる。)と記述を。	○P.75配慮すべき事項(照明)に「○客室・浴室の照明は光度が調整可能なものとする」が記載済み、解説に「視覚障がい者が必要な照度が確保できるようにする。」を記載済みです。

【11】浴室等

番号	ご意見	対応(案)
162	視覚障がい者には、床と浴槽の境界がわかりにくかったり、浴槽自体の照明が暗かったりするの、床の滑りにくさだけではなく、色についても加えてほしい。	○P.82配慮すべき事項(色)の項目「浴室の配置等を把握しやすくするため、床と浴槽等の色のコントラストに配慮する。また、浴室の照明についても工夫を行うことが望ましい。」を記載します。
163	トイレ・浴室のドアを取り外せるような工夫で利用できる人が増える。	○取り外すことを前提に記載するのは施設管理上・安全上難しいため、ご意見としてお伺いします。

【12】標識

番号	ご意見	対応(案)
164	建築物によっては、ピクトサインにオリジナルのものを使っているが、わかりにくいものが多い。	○基準として、JIS Z8210に適合すること、P.87配慮すべき事項(設置)「JISZ8210に定められていないものについては、標準案内用図記号ガイドラインを用いることが望ましい。」と記載済みです。
165	ピクトサインの一覧をこの章か巻末に使うときの基準とともに載せるべき。	○参考資料に掲載を予定しています。
166	標識があるかどうかだけではなく、例えば表示が床に書いてある、柱に大きく書いてあるなど、わかりやすいかどうか重要。	○P.87配慮すべき事項(設置)「誘導用の表示板は、曲がり角ごとにわかりやすい位置に設けることが望ましい」と記載済みです。
167	東京都は主要な施設にどこまで何メートルという表示を街路に都が設置してわかりやすい。	○P.87配慮すべき事項(設置)「誘導用の表示板は、曲がり角ごとにわかりやすい位置に設けることが望ましい」と記載済みです。
168	言葉の表現として、障がい者ではない人を「健常者」、視覚障がい者ではない人を「晴眼者」と表現しているが、なにかいい表現方法がないか。	○P.91【13】案内設備の建築物移動等円滑化基準(一般基準)「晴眼者(目の見える方)」を「目の見える方」に修正します。
169	P.89図12.1 エレベーターにおける標識の例…行き先など含めた表記を参考にしてほしい。	○標識については、移動等円滑化の措置がとられたEV、便所、駐車施設等に存在を示すための標識を設けることとなっているため、行き先等を含めた表記とすると、趣旨が異なるため、現状の記載とします。
170	P.90 図12.3 下段真ん中の図について、「車いす利用者などの障がい者用の駐車スペース」の文字を消すべき。	○P.90図12.3 下図「車いす利用者などの障がい者用の駐車スペース」の文字を削除します。
171	P.90図12.3 駐車場における標識…乗降スペースの表示を明確にしているようにしてほしい。	○P.90 図12.3上図を変更します。

**【13】案内設備**

番号	ご意見	対応(案)
172	昨年度、全国組織の手をつなぐ育成会で、わかりやすい情報提供のためのガイドラインを作成した。ルビを振るだけでなく、分かち書きにすることで、格段にわかりやすくなる。	○P.123【18】知的障がい・精神障がい(発達障がい含む)支援設備の配慮すべき事項(情報)に「文章は分かち書きにすること。」と記載します。 ○巻末の参考資料にガイドラインを掲載を予定しています。
173	P.91の配慮すべき事項に「文字の書体は認知しやすいものとするのが望ましい」とあるが、具体的には、明朝体よりゴシック体や教科書体の方が認識しやすいということを記載すべき。	○P.91配慮すべき事項(仕様)解説に「ゴシック体や教科書体が認識しやすい」と記載します。
174	触知案内板に点字表記しかないものがある。点字だけでなく、墨字を併記するよう記載すべき。	○政令第20条1項で目の見える方への案内板設置が義務となっています。
175	P.92 インターホン…設置高さは100cmではなく80~90cmとするべきでは。	○80cm~90cmは車いす使用者にとっては使いやすい高さかもしれないが、車いす使用者以外の障がい者の利用も考えられるため、現状の記載とします。

【14】案内設備までの経路

番号	ご意見	対応(案)
176	<p>・広い通路で人通りが多いところでは、視覚障がい者誘導ブロックを一本しか敷設しないのではなく、状況によって敷設すべき。</p> <p>・商店街の状況によっては、誘導ブロックが複数あったほうが良いケースもある。</p>	<p>○建築物内部ではなく、商店街や繁華街など、屋外に対するご意見であると考えられるため、ご意見としてお伺いします。</p>
177	<p>国の基準は大枠しか決めておらず、交差点では、中央部分に誘導することになっているが、交通弱者ボタンは両端に設置されている等の矛盾が生じている。</p>	<p>○この章の図は、建築物の敷地内を対象としているため、敷地内の交差点に交通弱者ボタンが設置されることは考えにくいと、現状の記載とします。</p>
178	<p>・視覚障がい者誘導ブロックの途中で障害物があり、ブロックが急に曲がっていると、通り過ぎて見失う場合がある。使用する身になって敷設してほしい。</p> <p>視覚障がい者誘導ブロックが曲がっているのは大阪市が目立つ。マンホールぐらいの大きさであれば、飛び越して真っ直ぐ敷設してほしい。</p>	<p>○P.95配慮すべき事項(動線計画)「原則として湾曲しないよう直線状に敷設し…」P.96「柵蓋等により、視覚障がい者誘導用ブロック等による誘導が途切れないように…」と記載済みです。</p>
179	<p>視覚障がい者誘導ブロックを敷設しすぎて、方向がわからないケースもある。</p>	<p>○この部分は建築物の敷地内の案内設備までの誘導について記載しており、ご意見としてお伺いします。</p>
180	<p>視覚障がい者誘導ブロックの分岐点でスポット的に音声案内ができるような技術ができるのではないかと期待している。</p>	<p>○新技術が開発されれば、コラム等でご紹介します。</p>
181	<p>P.98 図14.2 玄関周りの視覚障がい者誘導ブロックの敷設…視覚障がい者誘導ブロックが途切れる空間は出来る限り最小とすることが例記されたい。扉など空間がある所でブロックが途切れている表現になっている。図では連続した形で示してほしい。</p>	<p>○P.96配慮すべき事項(動線計画)「原則として湾曲しないよう直線状に敷設し…」P.96「柵蓋等により、視覚障がい者誘導用ブロック等による誘導が途切れないように…」と記載済みです。また、玄関周りについては図14.2に「○風除室内の誘導ブロックは連続させる」と記載済みです。</p>
182	<p>P.99図14.5車路に近接する部分の点状ブロックを横断歩道の幅いっぱい修正すべき。また、点状ブロックの敷設方法が古いので、修正すべき。</p>	<p>○P.99図14.5を横断歩道の幅いっぱいになるよう修正します。</p>
183	<p>P.99 車路に近接する部分における点状ブロックの敷設…右の図は信号機の押しボタンとの関連も重要となるため、その旨明記されたい。</p>	
184	<p>P.99 図14.5 車路に近接する部分における点状ブロックに関して、点状ブロックと信号機的位置関係が離れすぎでしまわないように考慮する必要がある。また、触知式信号機についても、記載してほしい。</p>	<p>○この部分は建築物の敷地内の案内設備までの誘導について記載しており、ご意見としてお伺いします。</p>

185	<p>視覚障がい者誘導用ブロックの図について</p> <p>・p100 図14.6 誘導用ブロックに関して、左図は30cm四方の大きさになっているが、右図は大きさが違い、大きさの記載もない。交通バリアフリーのガイドラインでは30cm四方の図である。</p> <p>出展元が明記されていると、出展元での考え方、内容がより伝わりやすくなるので出展元を明記することを徹底すべき。</p> <p>JIS規格では30cm以上という規定であり、コンコースなどでは40cmもかなり用いられている。国の公共交通機関のガイドラインでは30cmと40cmにおけるそれぞれの敷設方法の望ましい形として示しているが、P.90図14.7ではその説明が抜けているので明記すべき。</p>	<p>○P100 図14.6の左の図に、30cm×30cmの場合、右の図に40cm×40cmの場合、と追記します。</p> <p>○ガイドラインの巻末に出典元のリストを添付します。</p>
-----	---	--

### 【15】子育て支援設備

番号	ご意見	対応(案)
186	<p>P.102 授乳室 女性側のみに授乳スペースとならないように、男女ともに使える環境とすること。</p>	<p>○P.102配慮すべき事項(授乳室)「母乳による授乳、男女の哺乳瓶による両方に配慮した授乳スペースを設けることが望ましい。」「男性の哺乳びんによる授乳にも配慮し、内部の設備配置等の状況がわかるよう表示し、給湯設備を設けることが望ましい。」と記載済みです。</p>
187	<p>P.105図15.5に給湯設備が記載されているので、表の望ましい整備にも記載すべき。</p>	<p>○P.102配慮すべき事項(授乳室)配慮すべき事項「男性の哺乳瓶による授乳にも配慮し、内部の設備配置等の状況がわかるよう表示し、給湯設備を設けることが望ましい。」に修正します。</p>

### 【16】造作設備(手すり・カウンター・自動販売機等)

番号	ご意見	対応(案)
188	<p>P.106 手すり…☆形状はの部分「直線で握りやすいものとする」こと。</p>	<p>○手すりについては、解説の部分に「誰もが安全に安心して利用できる形状のものを使用すること。」と記載する。 (例示として、従来どおり一般的な直線手すりの図で表現する。)</p>
189	<p>階段及び廊下の手すり 二段手すりにすべし</p>	<p>○P.106配慮すべき事項(手すり(寸法))「☆取り付け高さは、1本の場合は75cm～85cm程度、2本の場合は75cm～85cm程度及び60cm～65センチ程度(子供用)とし、連続して設けることが望ましい」と記載済みです。</p>
190	<p>コンセント、スイッチ等のところに、「電動車いすの充電スペースをあらかじめ設ける」旨の記載が必要。</p>	<p>○今後、電動車いすの普及と併せて、引き続き検討が必要なご意見としてお伺いします。</p>

【17】内装等(内装・客席・備品・その他の配慮)

番号	ご意見	対応(案)
191	車いす用のスペースの位置(一番前や中央など)が限定されている状況が多い。それぞれにエリアに車いす用スペースが設置することを前提に示してほしい。	OP.114配慮すべき事項(客席・観覧席・劇場)で「高齢者・障がい者等の座席の配置は、固定せず、複数の選択が可能なよう配慮する」と記載済みです。
192	P.116 図17.1 店舗内部における設計例に関して、店舗内に段差を設けないものを例として挙げ、主経路がどのような場合であっても車いすで利用できる表現にしてほしい。	OP.113配慮すべき事項(共通)「店舗内や室内には段差を設けない。やむを得ず段差を設ける場合は、傾斜路を設置する。」を図化したもの。図17.1の解説の頭に、「段差を設けない。」を追記します。
193	P.116 図17.1 店舗内部における設計例 車いす4名のグループで飲食する場合もある。その例も表記してほしい。	○車いすユーザー複数で利用することも想定して記載しており、ご意見としてお伺いします。
194	P.117 図17.3 車いす使用者も利用できる試着室 介助者が同室に入るスペースも表記されたい。	OP.113配慮すべき事項(物販店)に「○試着室を設ける場合は、車いす使用者が介助者と利用できる大きさのものを設ける。」と記載済みです。
195	P.117 図17.2の耳マークは大阪府難聴者協会がつくったものであり、手話を必要とするろうあ者としてのマークは決まっていない。そのため、世界ろうあ連盟で国際的に統一したマークを現在検討中である。	○図示については部会にて議論のうえ決定します。
196	図の説明では、手話を必要とするろうあ者は、筆談が難しいろうあ者も含めているように取れるが、ろうあ者、聴覚障がい者すべて筆談で話せば良いという理解は困る。手話ができればコミュニケーションの面でスムーズに進めるので、筆談と手話、2つの方法があるという理解を広めてほしい。	OP.113配慮すべき事項(共通)「○聴覚障がい者への配慮を示す耳マークを入口に掲示をし、受付やレジには、筆記具(メモとペン)を置く。」の解説に「筆談と手話の2つの方法でコミュニケーションを行うことが望ましい。」と追記します。
197	サイトラインについて、重要なのは高さなので広さだけでなく高さの基準が示されるべき。	OP.119図17.7を建築設計標準(追補版)P.16の絵に変更。参考資料に追補版P.32以降の「サイトライン検討のための参考値について」を掲載します。
198	P.119 図17.7 客席・観覧席…前の人が見えたら舞台等が見えなくなるよう、サイトラインの確保を明記すべき。映画館などにおいては、前列スペースでの鑑賞はスクリーンが見えなかったり、首が痛くなるため、中央や後方に選択できるスペースの配置が必要な旨を明記されたい。	OP.119図17.7を建築設計標準(追補版)P.16の絵に変更。参考資料に追補版P.32以降のサイトライン検討のための参考値についてを掲載します。 OP.114配慮すべき事項(客席・観覧席・劇場)「○高齢者、障がい者等の座席の配置は、固定せず、複数の選択が可能なよう配慮する。」記載済みです。
199	P.120 図17.8 舞台へのアクセス(昇降機)に関して、観客や出演者など、色んな立場で車いすがステージに上がることを見込んで表示してほしい。	OP.120図17.8客席からのアクセスとしても、舞台裏からのアクセスとしても、利用可能な図として記載しています。
200	P.121図17.10の赤外線システムのイラストが古い。	OP.121図17.11最新のもと認識して記載しています。(⇒三星先生に確認)

**【18】知的障がい・精神障がい(発達障がい含む)支援設備**

番号	ご意見	対応(案)
201	P.123 知的障がいの中には、漢字表記が読めない場合、かな表示でわかりやすくする。	○P.123配慮すべき事項(情報)に、「漢字だけでなく、かなでわかりやすく表示することが望ましい。」解説に、「漢字が読めない知的障がい者もいるため」と追記します。
202	P.123 方法などが複数ある場合、値段が安い、時間が早いなどメリットやデメリットから選択したり、決まった項目をメモにするなどして渡すなどすると、わかりやすくなります。	○P.123配慮すべき事項(コミュニケーション)の解説に「方法が複数ある場合、メリット・デメリットを表示したり、項目を記載して渡すなどすると、選択がしやすくなる場合がある。」と記載します。
203	発達障がいへのサインに関して、地図を認識するのが難しいので床面の矢印サイン等で示すことや、曲がり角などポイントごとに写真を表示し進行方向が分かるようにするなど、分かりやすい事例として挙げてほしい。	○P.123図18.3小便器の前に足型のついた図を入れるなど、事例を追記します。

**その他**

番号	ご意見	対応(案)
204	JIS、ISO、国際的な標識など標識の基準はばらばらであり、ひとつにまとめたものを作業部会で作る動きがある。その際は当事者の参加をぜひ考えてほしいと要望している。	○ご意見としてお伺いします。

**今後の進め方について**

番号	ご意見	対応(案)
205	現在のスケジュールではIPC基準や国の検討の見直しという部分が抜け落ちてしまうところも出てくるのではないかと思う。ガイドラインの見直しに一定年限をつけ、今後も検討の継続をしていくことが望ましい。もしくは部分的なガイドラインの見直しということで、継続的な検討でスパイラルアップしてほしい。 まちづくり全体が変わっていく中で、ガイドラインや条例は出来るだけ最新のものを見てほしいので一定期間で更新するべき。	○来年度以降も、勉強会・部会の枠組みでガイドラインのスパイラルアップを行うことを検討中です。
206	寺社仏閣、海浜・海水浴場等、レクリエーション施設等のバリアフリーについては国のガイドラインにも記載されていない。最新のものを入れると同時に、国の方で抜けがちなものを条例の改訂でカバーする。条例とまではいなくても資料集という形で何年かに1回作るのはいかがでしょうか。奈良市では奈良県と調整しながら実際に寺社仏閣の事例集に取り組んでいる。	○寺社仏閣のバリアフリーについては、序章-5「今後さらなる取り組みが求められる分野等」に記載済みです。 資料集の作成に関しては、引き続き部会等で検討します。

## 大阪府において加筆・修正等を行った箇所

207	避難設備等の章を【17】⇒【19】に変更。
208	序章-8「3 施設等の設計にあたり」⇒「施設等の計画にあたり」に変更。
209	【O】移動等円滑化経路の章(P.1～P.3)を追加。
210	各章に解説図解を追加。
211	序章-19表、序章-22 「義務」⇒「基準適合義務」、「努力義務」⇒「基準適合努力義務」
212	序章-19下図のレイアウトを変更。
213	序章-21歩道の事前協議を省略している市町村の一覧を追加、
214	P.25「☆参考～階段や傾斜路の上下端に近接する部分に敷設する点状ブロック～」を追加。